

総合労働協約改訂交渉 妥結！

再雇用者の時給改善について回答を引き出す

本部は、申第4号及び第5号で申し入れた総合労働協約改訂等について交渉を重ねてきたが、本日、会社側より回答があった。

申第5号で申し入れていた「2019年度準組合員（契約社員）の賃金引き上げ」については、昨年を引き続き、「再雇用者の職種別賃金」について、改善する旨の回答を引き出した。

なお、主な回答は以下の通り。

【申し入れ】

永年勤続者に対する表彰制度を明確化されたい。

〔会社回答〕

先の協議(2019年3月14日)において「今回、永年勤続者表彰規程(案)の制定方を検討します。」と回答している。

引き続き、具体的な規程内容等について、検討を進めていく。

【申し入れ】

紫外線を透過させない効果のある眼鏡の使用を認められたい。

〔会社回答〕

最近では、紫外線対策の機能に加えブルーライト対策の機能を備えた眼鏡は、種々商品化されており、中には透明レンズの紫外線対策の眼鏡も見られる。ただし、その場合の難点は着色ではないため、まぶしさに対する効果は期待できないようである。

本来の要望とする機能は、まぶしさを防ぐということだと思われるが、このためには、透過率で示される一定の着色レンズの機能が必要だが、一般的な説明では、着色レンズの使用、特に色の濃いものは、目の機能的な観点から考えると好ましくないとされているようである。

さらに、レンズの着色の程度や偏向機能、フレームの色やデザインなどについては、個別の眼鏡ごとに特定されることになり、多数の商品群の中から、使用の許容範囲を指定することは困難と考える。

要望の紫外線対策の機能の有無に関わらず、いわゆるサングラスといわれるレンズに着色（色の種類や濃淡の種別に関わらず）した眼鏡の使用を認めることは困難である。

J R 四国労組 自動車支部ニュース

2019年9月19日（No.2／2終）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／幸

大

【申し入れ】

- 1 契約社員（月給・日給適用者）の契約基本賃金を、一人あたり3%の原資をもって引き上げられたい。
- 2 契約社員（時給適用者）の時間給額を、一人あたり40円引き上げられたい。
- 3 実施日は2019年10月1日とされたい。

〔会社回答〕

契約社員（月給・日給適用者）の契約基本賃金の引き上げについては、今回の改定は考えていない。

なお、「定年退職者の継続雇用制度に関する協定」に職種別賃金額については、その一部について、最低賃金の動向もあり、シニアB及びCの時給額について見直しを行う。実施日は2019年10月1日以降とする。（別紙参照）

- 組 合：昨年に引き続き、再雇用者の職種別賃金において改善が図られたことは、この間の組合の主張が反映されたと考える。しかしながら、勤労意欲の高揚、モチベーションの維持・向上を図るためにも年令給及び職能給についても改善を図るべきである。
- 会 社：年令給及び職能給の改善については、今後の検討課題であると認識しているが、原資が必要となることから、現時点での見直しは困難である。
- 組 合：永年勤続者表彰について、具体的な内容、実施時期を明確にすべきである。また、契約社員として雇用された期間も勤続年数に通算して表彰の対象とすべきである。
- 会 社：現在、具体的な内容、実施時期について検討しているところである。なお、素案の段階ではあるが、契約社員として雇用された期間を勤続年数に通算する方式については検討の対象としている。
- 組 合：勤務面や諸手当、また福利厚生面など、組合員がやる気を持って働き続けられる制度への改善に向けて、引き続き前向きに検討するよう強く要請する。
- 会 社：制度改善等については、会社の収入動向、将来的な経営見通しなどを勘案し、今後検討していきたい。

組合は、持ち帰り業務対策委員会を開催して議論した結果、申第4号・5号については、一部ではあるが準組合員（再雇用契約社員）の職種別賃金が改善されたことなどにより同日妥結した。

また、1回目の交渉終了後に提案のあった「社員登用試験の受験資格の特例扱い」については、準組合員の社員登用への意欲向上が図られることから了承した。

以 上

別紙

「定年退職者の継続雇用制度に関する協定」の一部改定について

2019年9月19日

ジェイアル四国バス（株）

標題の協定（2019年3月20日）について、第6項職種別賃金額（別表）及びその実施期日について次のとおり改定します。

1 再雇用者の職種別賃金

区 分	シニアA		シニアB		シニアC	
	月 給	運転 手当	時 給	運転 手当	時 給	運転 手当
運転係	最低保障額(甲) 140,000円 最低保障額(乙) 180,000円	50円 /時間	(甲) 1,080円 (乙) 1,100円	50円 /時間	(甲) 1,080円 (乙) 1,100円	50円 /時間
構内 運転係	最低保障額 140,000円	—	825円 (800円)	—	825円 (800円)	—
デスク	最低保障額 140,000円	—	825円 (800円)	—	825円 (800円)	—
営業係 (プラザ等)	最低保障額 140,000円	—	825円 (800円)	—	825円 (800円)	—
清掃係 (香川県内)	—	—	820円 (795円)	—	820円 (795円)	—
清掃係 (愛媛・徳島・ 高知県内)	—	—	795円 (770円)	—	795円 (770円)	—

注：賃金の（ ）内の額は、改定前の額を参考として表示しています。

シニアB、シニアCの太線枠について改定します。

2 実施期日

2019年10月1日以降適用します。